

藤田幼稚園

危機管理マニュアル

(令和 4 年 12 月改訂版)



学校法人 藤田学園 藤田幼稚園

〒417-0801 静岡県富士市大淵 2964-1

TEL:0545-35-3178 FAX:0545-35-3178

<http://www.fujitayo.ednet.jp>

E-mail:fujiyo@po4.across.or.jp

バス A :090-1626-0873 バス B : 090-1626-0874

災害別行動マニュアル

目 的

藤田幼稚園における防災管理について、必要な事項を定めて火災、震災、その他の災害による人的、物的被害を軽減する。職員として災害等の非常事態に際しては、的確な情報の収集及び判断並びに行動をとり、園児及び職員の生命の安全確保を第一として、次に財産の保全に努めることを目的とする。

職員の心構え

1. 園児の生命の安全確保を最優先に、避難誘導に総力をあげる。
2. 登園園児及び欠席園児を把握する。
3. 職員の不在（出張／休暇等）欠席にも即対応できるようにする。
4. 情報の収集、伝達及び、状況の把握を速やかに行い報告をする。
5. 防災指揮者（園長）・担当者は防災に関する専門知識を習得し、即時に行動できるように努力する。

経験の浅い職員に対しては、必要に応じて教育、訓練を行う。

6. 園児に対しては、保育のいろいろな形態の時に行動できるように、日頃から総合的な指導を行う。（視聴覚教材利用…紙芝居／絵本／先生の話／等）
7. 年間の防災訓練計画に沿った、避難訓練を実施する。
8. 日常より園児の通園路を確認しておく。
9. 保護者や地域に対しては、普段から園の防災方針、計画及び緊急時の対応について、理解と協力を得ておく。

危機管理マニュアルの見直しと改訂基準（令和4年度より実施）

- 年度1回以上、法人役員会でマニュアルの見直し改訂を検討し実施する。
- 急な事件事故及び災害発生に伴い、緊急対応マニュアル等を職員で検討作成する。
- 日常の安全業務を遂行し、安心を目標としたマニュアルの改善を図る。

災害・被害の報告は速やかに、様式 333-1 を使用し F A X 送信

静岡県私学振興課 054-221-2943

県私立幼稚園振興協会 054-255-3694

藤田幼稚園 危機管理マニュアル

【総則】

幼児の周囲には常に危険があり、何よりも安全を確保し生命を守ることが我々の義務であります。
本計画は日常の保健安全管理の指針として、教職員が共通の理解と認識のもと、計画的かつ的確に対応し、十分な安全・保健衛生・防災・防犯管理の運営が図られるように努めなければならない。

【園児を守るための重点】

- ① 日常の園生活で想定される、事故や災害の防止策を整備していく。
- ② 保健・事故・災害時の対応・処置方法を知る。
- ③ 日ごろからの保健・衛生・安全の知識と意識を高め、常に幼児の健康安全管理に努める。
- ④ 安全指導の実践と啓発運動
- ⑤ 保護者の理解と協力

【安全対策】

●施設設備

園舎内

- ・ 扉の開閉・・・背中向きにしめない。後方者、既存者の確認。ゆっくり。段差注意。
- ・ 窓、ガラス・・・ガラス面の存在の確保（大型ガラス）、シールを張り存在確認。

飛散防止フィルムの設置。

- ・ 置物・・・固定と転倒防止。
- ・ 壁面・・・突起物の種類。破損の修理。
- ・ 掲示物・・・画鋏の利用注意。
- ・ 遊具、道具・・・安全な使い方。保管方法。運搬時の危険防止。

（点検委託：富士見台スポーツ）

- ・ 廊下、階段・・・突起物、曲がり角、破損、滑り、水漏れ。
- ・ 照明・・・十分な照度の確保。蛍光灯カバー（飛散カバー）。
- ・ 水周り・・・トイレ、手洗い、水道の衛生管理。

園庭

- ・ 遊具の点検、修理、整備
- ・ 破片（石、ガラス等）等、庭の状態
- ・ 砂場の衛生、異物の管理
- ・ 小動物の飼育と衛生管理
- ・ 固定遊具の点検
- ・ 安全な遊び方、危険回避能力の指導
- ・ 園児の行動に常に目配り、気配り

対策背景

- ・ 通園時の安全・・・送迎方法の安全（保護者送迎・バス送迎）
無線設備の使用（バス・園本部・携帯 3 台）
- ・ 保護者との連携・・・安全の為の協力（巡回・連携・情報収集）
- ・ 地域との連携・・・情報収集、参加、啓発、支援、援助等のお願い
- ・ 園外保育・・・事前計画、下見、携行員の要請、持ち物、計画書と報告書
- ・ AED設置
- ・ 防火管理者（園長：藤田道信）安全運転管理者（事務長：藤田幸英）
- ・ 各種保険への加入（施設・障害・賠償）
- ・ 災害対策用品、避難器具・非常食備蓄
- ・ 各種研修会への参加（普通救命・幼稚園協会主催・その他各種）
- ・ 放射の測定器

●安全教育

- ① 交通安全（散歩・園外保育・遠足・交通安全教室・自動車学校安全教室・業者教室）
- ② 火災・地震などの災害（防災教育）
- ③ 日常生活の保健・衛生・安全（各種健診・園医指導・保健事業との連携）
- ④ 不審者対策・防犯教育

指導の実践方法

日常の生活を通じて安全で健康的な生活を身につけさせる

日常のなにげない生活なかで、具体的な活動に含まれる危険を知り、その対応や対策を個々に応じて指導していく。

遊具の道具の使い方、乱暴な振る舞いはしないこと、危険な場所に近づかないことなど幼児の成長と行動を観察、または予測されるだろう事象を想定し日常の園生活のなかで指導助言をしていく。

安全や健康の知識その対応方法などを一斉指導で教える

園内外の危険箇所、遊具の使い方、禁止事項、約束やルール、マナー、など保育計画の中で園児たちに、さまざまな手段（絵本・紙芝居・園内探検・散歩等）で伝える。

また、公共機関等や企業、ボランティア、NPO などの協力要請による指導などを積極的に導入する。

●事後対応

- ① 応急手当と措置
- ② 対応・・・速やかに園長が判断、対応を選択。（園長不在の場合は主任・事務長）
- ③ 連絡・・・（人の場合）保護者、医院、救急（物の場合）専門業者
- ④ 報告・・・事故報告書の提出、保険手続き
- ⑤ 訪問・・・事故者家庭訪問（見舞い）
- ⑥ ケア・・・心身のケアの実践（専門家と教職員の連携）

【防災対策】

●備 え

- ① 火災・地震に備える
- ② ガラス飛散防止、転倒防止対策を行う
- ③ 防災用具備品、非常食の確保と補充（PTA・園協力事業）
- ④ 火の元の安全（火気管理）
- ⑤ 鍵の所在確認（日直、園長、事務長、キーボックス）
- ⑥ 消防計画
- ⑦ 耐震設備
- ⑧ デジタルなまずの設置（震度 3 以上について発報）・・・近隣にも通報可能（昼夜）

園児の指導と教職員の訓練

日ごろからの避難訓練等で、災害に直面したときのパニックを緩和し、できるだけ安全で速やかな行動がとれるよう以下の内容を実践していく。

- 避難訓練・・・毎月末1回（地震・火災の想定）
- 研修・・・応急手当の研修、情報伝達訓練を園内研修で行う
- 日常保育・・・日常の保育の中で時期を鑑みて指導する
- 花火教室・・・消防署の企画
- 幼年消防クラブ・・・市民への啓発活動

保護者の理解協力

災害時の対応については、入園説明会（一日入園時）・懇談会など紙面を配布して説明し、また連絡網の整備配布を行う。また防災訓練に参加協力を要請する。

●対 応

地震の場合

① 園児在宅中

各家庭で生命財産の保護を優先し行動、地域防災と連携協力。

状況の安定を考慮し、園児の状況把握に努め、保育再開について連絡する。

確認方法

- ・ 連絡網、掲示板（公共施設）、名簿、個々連絡
- ・ 個人から園に連絡（園・園長・教職員直接）

② 園児送迎中・送迎時

予測が困難、園児の生命保護に最善を尽くす。

- ・ 災害時のバス走行場所を確認し、園に待機。
- ・ バスコースの近隣の方に協力依頼
- ・ 自主送迎は各自で対応

③ 園児在園中

園児の生命保護に最善を尽くす。

- ・ 園で避難生活、迎えを待つ（備蓄物2日分）
- ・ 園が全壊した場合は広域避難場所 大沢中・大沢小へと避難の可能性
- ・ 家（園児）が崩壊した場合、園を避難地として開放の可能性もある。（在園児優先）

火災の場合

- ① 戸外の避難（園庭、駐車場の順）
- ② 初期消火
- ③ 保護者の車両の迎えは禁止（消化活動の妨げにならないように）
- ④ 地域との連携
- ⑤ 消防団との連携

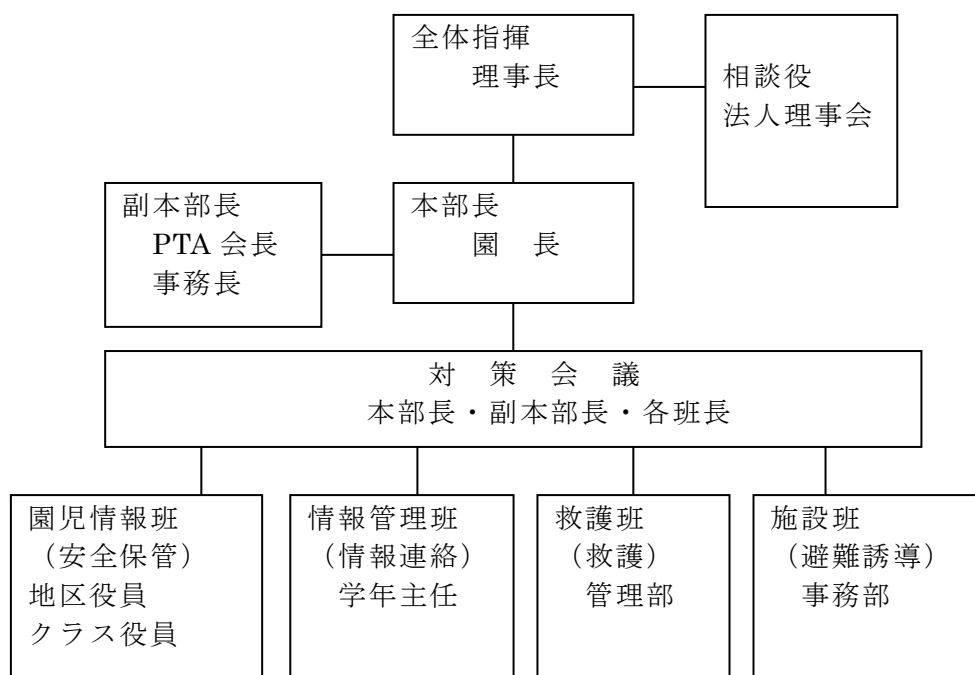
園児引渡し方法

- 東海・東南海沖地震、その他『地震注意情報』が報道、発令されたら保護者の方は迎えに来るその場合の引渡しが確実に行われるように園児引渡しカードを使用する。
- 緊急を要する場合であっても、必ず身元の確認をし、引き渡す事。証明できない場合はいかなる場合でも引き渡さない。

藤田幼稚園 緊急園児引渡し確認カード			
園児名		血液型	
保護者名		続柄	
現住所	〒 電話()		
緊急先	緊急先名:		
	携帯電話:		
受取人 サイン		続柄	確認

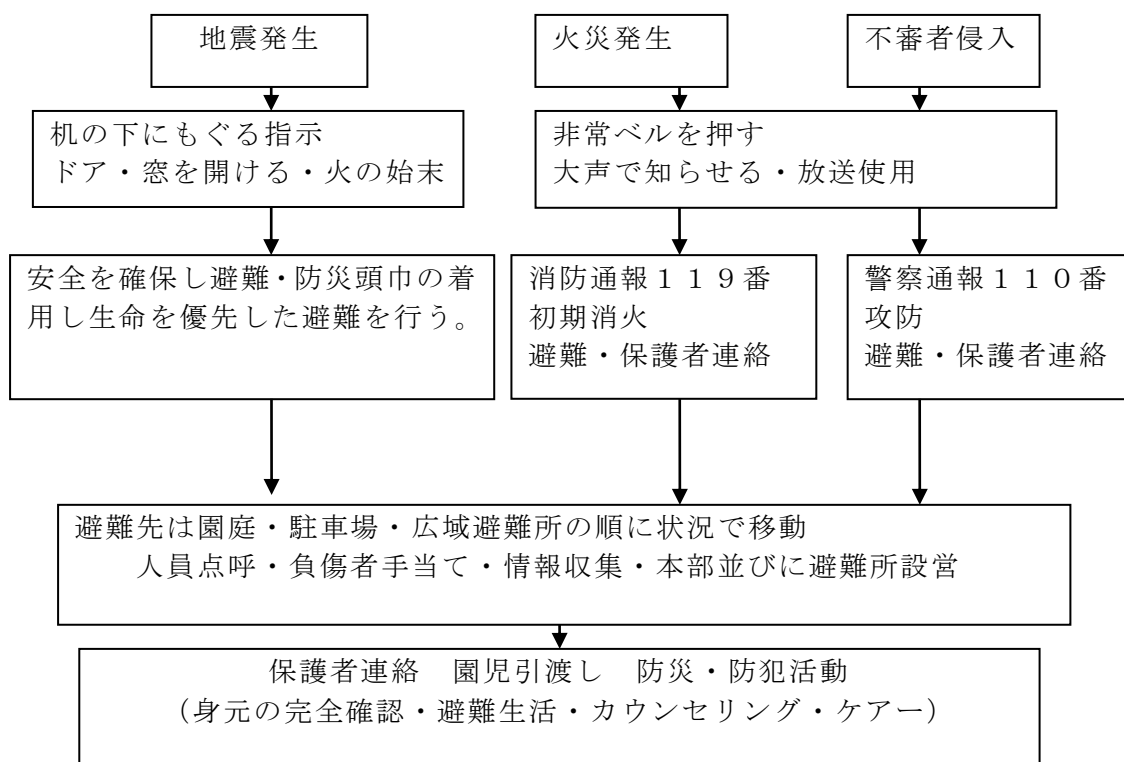
※この情報は、緊急対策時のみに使用します。

災害・防犯対策本部組織図



※ () が防犯対応の役割

災害時の行動フローチャート



【防犯対策】

●事前対策

施設

- ① 出入り口等の掲示。電話の側に緊急連絡先（救急・警察等の掲示）
- ② フェンスの整備
- ③ 通用門の施錠・インターホンの活用
- ④ 防犯カメラの監視
- ⑤ 死角をつくらない
- ⑥ 樹木の剪定により、内外が見通しのよい環境をつくる
- ⑦ 防犯の知識や用具の設置など常に心がけていく
- ⑧ さすまた・催涙スプレー・防犯ブザーの設置

教員の危機管理

日ごろから、園内外の環境に注意をはらい互いに情報交換をする。また、不審者らしき人物を発見した場合は、園長・事務長等、男性職員に知らせ対策を講じる。

事前から、役割を定め（災害・防犯対策本部組織図参照）防犯意識をもった行動にこころがけ来園者には、来園目的などを尋ねるなど、人的環境での防犯に努める。

保護者・地域住民との協力体制

保護者や地域など、不審者の情報を園に通報してもらう、また時と場合においては監視や巡回、自治体や警察との協力体制を要請または協力して地域社会の安全に努める。

（町内会・生涯学習推進会・学校関係・防犯協会関係・警察等の連携）

●対応

不審者発見

- ① 直ちに、周囲に異常を知らせる。大声・火災報知機・放送・笛
- ② 園児の安全確保
- ③ 異常をした教職員は直ちに防衛できる物を携行し現場に駆けつける
- ④ 現場いがいの教員は、警察・消防に通報する

※不審者らしき人物の発見・・・〇〇に 1 番が発生、注意してください。（〇〇は場所）

不審者と対峙した場合

- ① 毅然とした態度、相手を落ち着かせる、園児を背後にし守る。
- ② 不審者と距離を保つ（3メートルの間合いをとり続け・・逃げ道を確保していく）
- ③ 場合には攻防もある覚悟をする（護身しながらも園児を守る）

※身近な防衛具

机・椅子…………防ぐ、投げる

消火器……………消化剤を浴びせる、防具、投げつける

ほうきやモップ……防ぐ、振り回す、殴る

小物……………投げつける

防災頭巾や上着等…防ぐ

■ 以上の他にも全ての用器具は防衛具になる。

●事後の対応

- ① 心身のケア…園児、教員、保護者、それぞれの心身の傷を追うことが予想されるカウンセリングや専門家と相談したり、日常の生活を充実させていく。
- ② 保護者との連携…家庭と園での子どもの様子を常に情報交換し、把握しそのケアに努め。専門家による指導を受ける。
- ③ 地域社会との連携…地域との交流をより深め和みの場や地域行事など参加し親子のケアに努める。
- ④ 事故報告やマスコミの対応…事実を伝えること。但し園児などのプライバシー保護は守秘義務を果たす。窓口は園長の１本化とする。

【保健衛生】

園児の保健衛生は生活習慣とむすびつけながら、指導し実践していく。

施設管理

- ① 水周り（トイレ・手洗い等）の衛生管理に努める
- ② 飼育動物の環境衛生、健康状態を把握する
- ③ 砂場の衛生管理と、状態の把握
- ④ 園舎（特に保育室）の照度、換気、清掃、整頓に努める。
- ⑤ 園外周辺（周辺道路・側溝・駐車場）清掃と環境整備に努める。
- ⑥ ゴミの処分（業者委託 熊王産業）
- ⑦ 水質検査（富士市薬剤師会）
- ⑧ ウイルス・細菌対策として（ニオイ斬り）の採用

保健指導

- ① 日常生活習慣…手洗い、うがいの奨励
- ② 散歩、マラソン、体操…体力の増進、交通安全
- ③ 食事のマナー
- ④ 歯磨き指導…食後毎日
- ⑤ 着替えの指導…制服から体操着へ、たたんで整理（朝・帰り）
- ⑥ 教材管理…自分のロッカーの整理整頓
- ⑦ 排尿、排泄の指導…トイレの使い方、紙の使い方

健康診断

- ① 学期毎の身体測定
- ② 園医による健康診断（園児・教職員）
- ③ 園歯科医による歯科検診
- ④ 保健士によるブラッシング教室

⑤ ぎょう虫・尿検査（富士市薬剤師会）

⑥ その他、保健関係機関の要請や必要検査等に応じていく（必要と認める物）

保護者・地域社会との連携

子どもの健康管理についての、情報交換を積極的におこない、園からも配布物や検診結果を伝え心身の健康・生活習慣の啓発をしていく。また懇談会や参観なども多いに活用し子どもの様子を伝えていく。

新たな危機への対応

弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、Ｊアラートにおける情報伝達により以下の対応を基準とする。

１． Ｊアラートの緊急情報における避難行動（姿勢を低くし頭部を守る）

○屋外にいる場合：近くの建物に避難し床に伏せて頭部を守る。（机の下等の頭を隠す）

避難出来る場所が無い時は、物陰に身を隠す。地面に伏せ頭を守る

○屋内にいる場合：できるだけ窓から離れ、窓の無い場所へ移動する。

床に伏せ頭を守る

パターンⅠ・・・日本に落下する可能性がある

●直ちに避難の呼び掛け→避難行動→落下場所情報→追加情報があるまで屋内避難を続ける→追加情報により対応する。

パターンⅡ・・・日本上空を通過

●ミサイル追加情報→避難行動解除

パターンⅢ・・・日本の領海外の海域に落下

●落下場所等の情報→避難行動解除

園児の状況

在園中・・・発射情報があれば保育中であっても窓の少ない場所に移動し姿勢を低く頭を守る（机の下に入る・防災頭巾を被る）

園舎外であれば、近くの建物に入り床に伏せる、また机の下、物陰に身を隠すなど避難行動をとる。また入る建物がなければ物陰や地面に伏せ頭を守る。

※被害があった場合は、保護者が迎えに来るまで園で避難生活を送る。

通園中・・・近くの建物や物陰に身を隠して頭を守る。解除されるまで待機する。

こめ車を安全な場所に止め頭守り身を伏せる。

バス送迎は安全な場所にバスを止め、追加情報があるまで避難行動をとる。

※時間がれば、避難できる建物や物陰があれば退避する。ない場合はバスの中でカバン等で頭を守りできるだけ窓ガラスから離れて伏せる。

自宅・・・チェックインシステム等（電話）で安否確認を行う。確認が取れない場合は、また直接、自宅訪問や避難所訪問し安否確認を行う。

犯罪予告やテロへの対応

園に犯罪予告があった場合

○警察等や関係機関に速やかに連絡し連携した対応をする。警察の指示の下、県私学振興課
県私立幼稚園振興協会、市担当部局と連携し事案に応じ適切に対処する。

安全第一

1. 事件発生→園長と事務長・主任で事案について検討する。速やかに園長(代理：事務長主任)が警察・関係諸機関へ通報し指示を仰ぐ。
→担任は園長の指示を受け、園児を不安にさせないように配慮をしつつ、安全を優先する対応を図る。
2. 保護者対応→情報の提供については警察等の指示を仰いで行う。

インターネット犯罪への対応

S N S 等における誹謗中傷があった場合は速やかに警察・法務局等に相談するとともに私学振興課・市担当部局・県私立幼稚園振興協会へ相談する。

○教職員向けのS A S使用ガイドライン

○保護者への周知

○U T M及びサーバー設置・セコム警備・室内外の防犯カメラによるセキュリティ強化

藤田幼稚園 S N S 利用ガイドライン

- ①発信者としての自覚と責任を持ち、法令、規範を守る。
- ②現実社会でも同様、公共の場におけるデジタル機器の利用ルールやマナーを守る。
(園内でスマホの個人使用はしない。但し、緊急を要し使用する場合は目的等を園長に確認し承認を得なければならない。)

- ③園児、保護者、園関係者の個人情報に関する書き込みは行わない。

以下のような情報は、文字情報だけでなく写真や動画をも発信してはいけない。

- 他者を中傷する、また侮辱するような情報
- 人種、思想、信条等を差別、あるいは差別を助長させる情報
- 違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報
- 公共ルールやマナーに反する行為をアピールするような情報

このガイドラインは、ひとりだけが守っても園全体の安全は保てません。ひとりの『故意』や『うっかり』が園全

体へ影響することもあります。藤田幼稚園の関係者全員がこの内容に準じた利用をしてください。このガイドラインに反した場合は就業規則違反として、懲戒又は解雇される場合があるので十分に留意し、遵守してください。

藤田幼稚園安全指導計画（基本版）

月	目 標・課 題	保健安全管理		指 導
		保健事業	環境安全事業	
4 月	新しい環境に慣れる 震災支援	身体測定	遊具用具点検 防災運行無線設置 施設点検 水質検査・放射能測定	生活習慣 園施設をしる
5 月	遊びを知る 震災支援	健康診断（園児・教職員） ぎょう虫検査 食育	遊具用具点検 遊具補給 放射能測定	生活習慣 健康診断について 手洗い・うがい
6 月	衛生管理に注意 震災支援	歯科検診・給食参観 ブラッシング教室 フッ素化（歯科）	遊具用具点検 プールの管理 交通安全教室 放射能測定	生活習慣 食品衛生について 感染症について
7 月 8 月	健康管理に注意 震災支援	水遊びの注意事項	屋外遊具の点検・整備 花火教室 放射能測定	生活習慣 水遊び 夏休みの注意
9 月	防災意識の高めよう 震災支援	身体測定	防災訓練 放射能測定	生活習慣 防災について
10 月	体力づくりをしよう 震災支援	はしろう会・なわとび 運動会 視力検査(年長)	遊具用具点検 放射能測定	生活習慣 運動について 交通安全教室
11 月	冬の健康管理 震災支援	換気 薄着と運動の励行 食育	遊具用具点検 暖房機器の設置と 安全点検・取り扱い 放射能測定	生活習慣 冬の過ごし方

12 月	年末年始を健康に 震災支援	健康視診 うがいの励行（お茶）	施設設備点検 放射能測定 暖房機器安全点検	生活習慣 手洗い・うがい 年末年始について
1 月	1 年の健康祈願 震災支援	健康視診 うがいの励行（お茶） 視力検査(年中)	暖房機器安全点検 放射能測定	生活習慣 手洗い・うがい
2 月	感冒予防 震災支援	健康視診 戸外遊びの奨励 食育	施設設備・遊具点検 防犯教室 放射能測定	生活習慣 戸外遊び
3 月	反省と計画 (次年度計画) 震災支援	健康視診 身体測定	施設設備・遊具点検 放射能測定	進級・進学あたり 生活習慣 春休みの過ごし方
備考	震災対応(通年)	感染症は随時	安全防犯は随時	事故・事件等考慮

地震の場合

園に徒歩等でお迎えに来てください。(できるだけ車両はご遠慮ください。)

<園児在宅中>

- ① 家庭で、生命財産の保護を優先し地域防災との連携が大切です。
- ② 時期が安定し、園児の状況把握に努めます。
方法 ●メール連絡網の活用(安否確認・保育の運営等、情報の共有化)
●避難地での確認(職員が確認に出向きます)
●園に連絡(電話や園に出向くなど連絡をください)
※園再開は掲示物・連絡を行います。再開連絡まで休園となります。

<園児送迎・登園・降園中>

- ① 園児の生命保護に最善をつくしましょう。(原則：直ちに送迎を中止し園に戻ります)
- ② 災害時のバス走行経路を確認しましょう。(危険を回避しコース通り戻るとは限りません)
- ③ 自主送迎者は家に戻るなど、各自で安全確保をし、対応しましょう。
- ④ バスが運行不可能な場合、徒歩で園に向かう又は安全域等で待機します。
- ⑤ 連絡の込み合い・通信不可能が予想されますので情報収集に落ち着いて行動してください。
●保護者(家族親戚の場合は証明が必要)園に迎えに来る。
●バスコースを逆走してたどる(すれ違いも予想される)最終的に園に来る。
●アマチュア無線8チャンネルを使用します。(バス・園に通じる可能性が高い)

<園児在園中>

- ① 園児の生命保護に最善をつくします。
- ② 園に1日～2日分の非常食等があります。
- ③ 園が全壊した場合は、広域非難場所(大湊中)に移動することもあります。
- ④ 園で避難生活をし、保護者のお迎えを待ちます。
方法●園・避難先にお迎えに来てください。(避難先は園に掲示します)
●家屋が崩壊した場合、園の一部を非難場として提供する可能性があります。安全の確保

火災の場合

- ① 避難経路にしたがい戸外に非難します。(園駐車場・園庭等)
- ② 初期消火活動で対応します。園児の保護にご協力ください。
- ③ 自動車でのお迎えはできません。消防活動の妨げにならないようご協力ください。

緊急時の心がけ

いかなる状況になるか予測できませんが、園児の生命の安全確保を優先し、臨機応変な対応を保護者の皆様と実践することが必要不可欠です。特に役員の皆様にはご支援をお願いすることもあると思います。『みんなで守ろう・みなで支えあおう』をスローガンに災害対策としましょう。

■停電の影響等で一切の通信機能が断絶する可能性があります。日頃から家族の連絡を緊密にし、緊急時のお子さんの送迎方法など確認をして置いてください。幼稚園は災害弱者である幼児が集団生活をしている場です。教職員の保護が必要ですし、個人的な対応が出来かねる場合があり、集団行動となる為、対応に弊害を感じさせてしまう事もあるかと思いますが、臨機応変な対応にご理解とご協力をお願いします。

藤田幼稚園防災・避難行動

☎：0545-35-3178 FAX：0545-35-3248 バス携帯 090-1626-0873

090-1626-0874

気象庁が発表する情報

発表される情報は下記(新たな防災対応が定められる間の暫定的な運用)

1. **定例情報**：南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会の定例会において評価した調査結果。

○内容○ 地震の観測状況、地殻変動の状況、地殻活動の評価

○状況○ 3回各月

2. **臨時情報**：(重要) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合以下①～③のキーワード情報についての対応

① 調査中：南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、調査を開始(継続)の情報

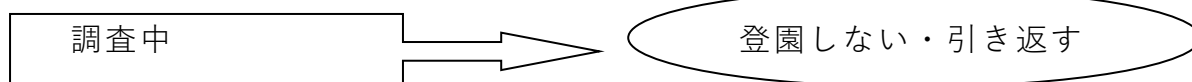
② ●巨大地震警戒

●巨大地震注意

③調査終了：巨大地震警戒・注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した時

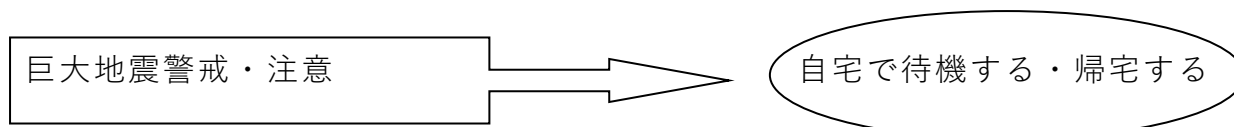
・・・幼稚園における状況別対応・・・

在宅中・登園中



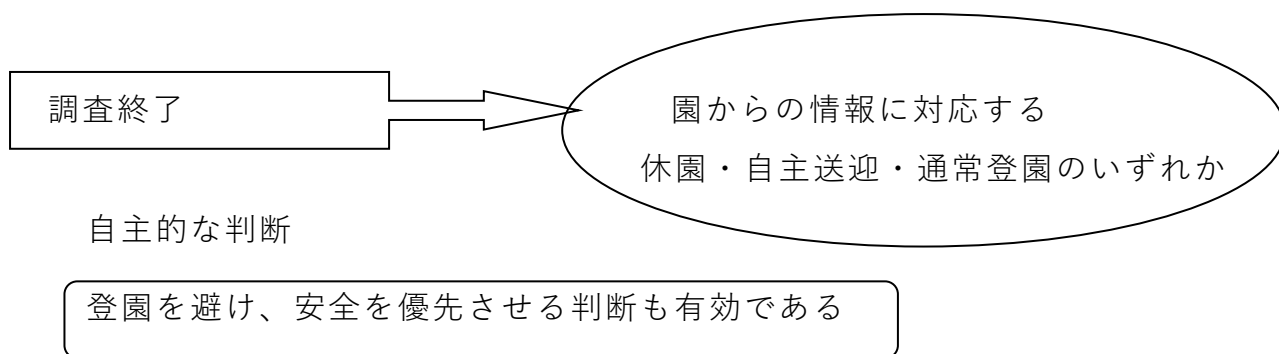
●観測データに通常と異なる変化が観測された場合、その原因についての調査状況を発表。

●防災対応：特になく、国や自治体で情報収集連絡体制がとられる。

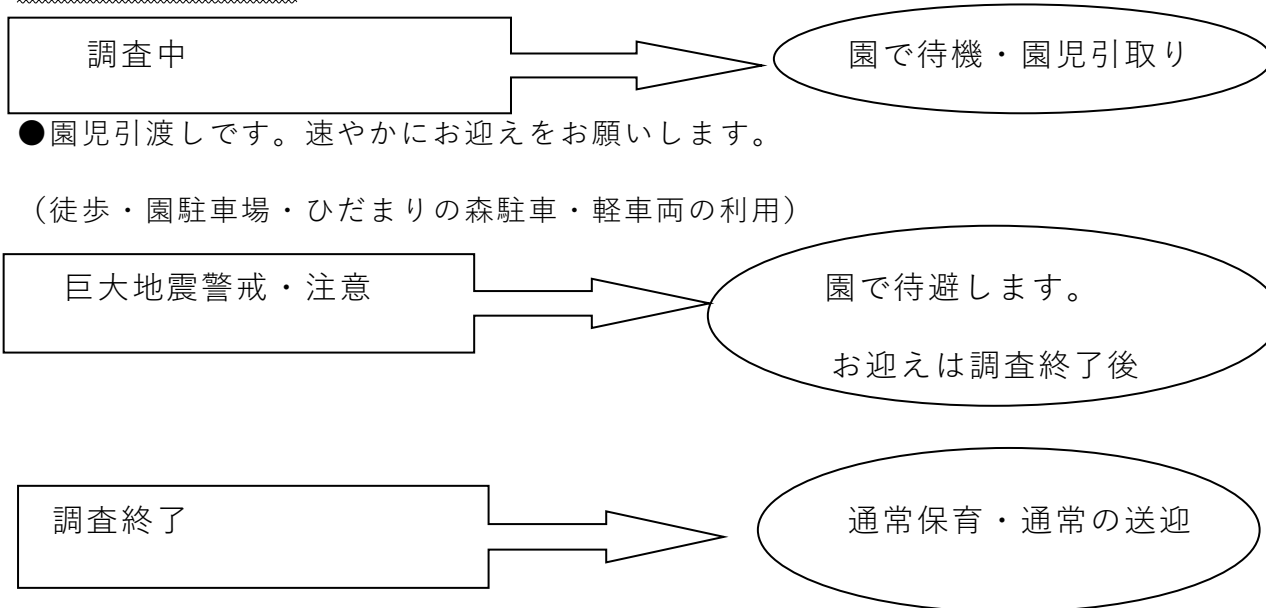


●前兆現象である可能性が高まった場合に発表。

●防災対応：園児・児童・生徒の帰宅等(園待機)の安全確保対策。救助・救急・消防・医療等の部隊の派遣準備。

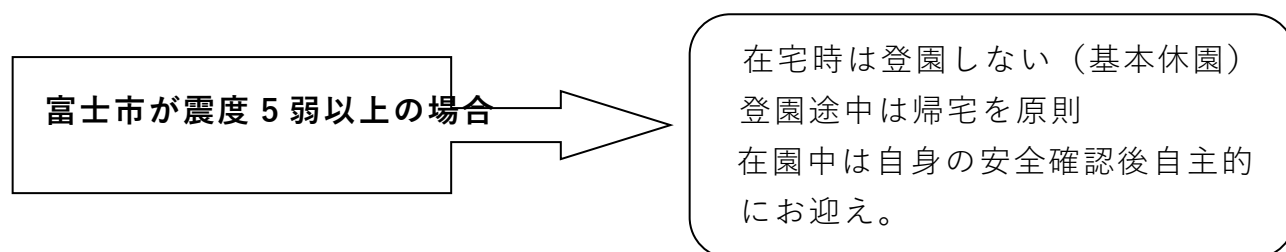


在園中・降園中



突然の地震の対応

富士市が4震度以下の場合・・・登園中止・自宅待機・保育再開連絡を待つ
※施設の状態確認、連絡が入るまで自宅待機
※在園中は連絡が入るまで送迎は控える



スクールバスについて

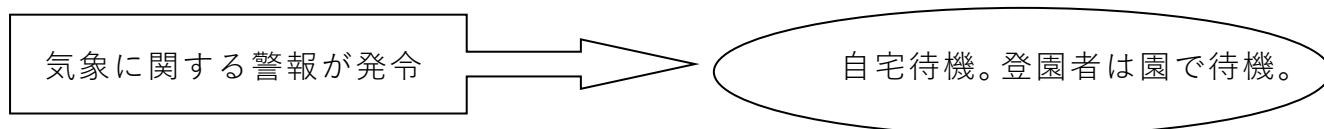
- ☆ 直ちに送迎を中止、園に避難します。園に迎えにきてください。
 - ☆ 災害状況によっては園に戻らず、避難所・安全場所に待避することもあります。
 - ☆ 車載無線やマンパワーを活用し状況把握に努め、速やかな情報伝達に努力します。
- 地震が発生した場合・メールや電話等の通信手段が困難になる可能性があります。

主体的な情報収集と適切な状況判断で対応下さい。

大淵地区市指定避難所

指 定 避 難 場 所	避 難 指 定 地 区
大淵第一小学校	穴原 1・2 中野 1 境 大峯 片倉 落合 三ツ倉
大淵第二小学校	中富士本 西富士本
大淵中学校	大久保 大淵 1～3 八王子 1・2・本 中野 2 大富 次郎長 城山 希望ヶ丘

気象に関する注意情報・警報発令時における通園について



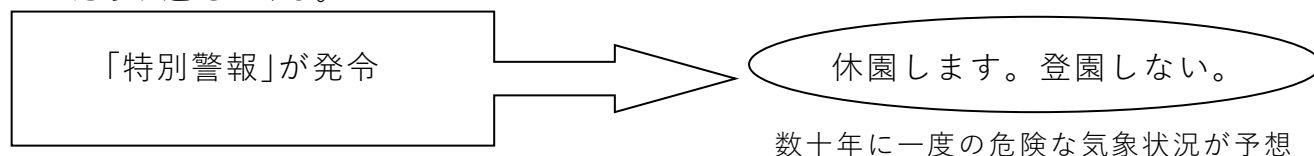
- 気象に関する警報が発令されている場合は原則自宅待機。

(但し園からの連絡があった場合はこれに対応。)

- 発令後、通常は園からの連絡に従うが、通信困難等で連絡が無い場合は自宅待機。

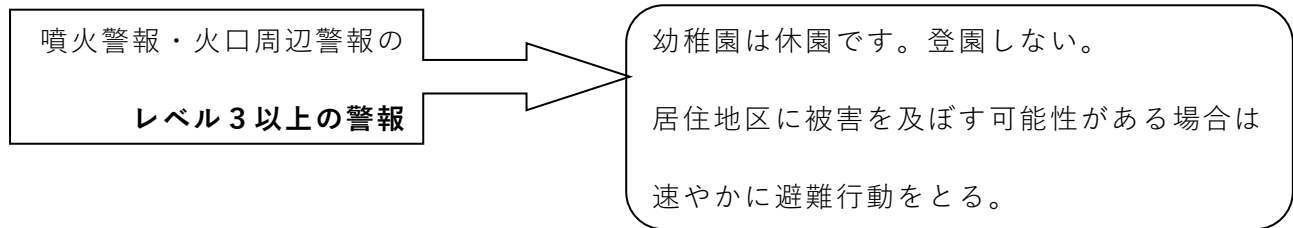
(登園しない)。

- 登園後に急な気象状況で警報が発令された場合は園で待機。警報解除又は安全確保がされたらお迎えにくる。



- 登園している場合は園で待機避難。警報解除後、安全を確保し迎えに来る。

火山関連について（富士山）



- 噴火位置で被害想定が変化し、避難指示に従って行動します。
- 登園している場合は、市広報の避難指示によって避難する。（緊急時は臨機応変な避難行動《想定不可能》）

連絡の手段

- ① 携帯電話メールシステム（パソコンのメールや携帯メールが使用可能時）
- ② 別の電話連絡（各ご家庭の連絡先又は緊急連絡先）
- ③ 害用伝言ダイヤル 171（全体の連絡のお知らせ）

[大きな災害が起こり、電話がかかりにくくなった場合に設置されます]

幼稚園の伝言を聞く

171⇒2 を押す⇒幼稚園の電話番号 0545－35－3178⇒1#を押すと伝言が聞ける
⇒9#で終了

保護者が伝言する

171⇒1 を押す⇒家の電話番号を押す⇒1#を押して録音⇒9#で終了

ご家族確認メモ

家族の名前	生年月日	血液型	家族の名前	生年月日	血液型

我が家の避難場所

家族の集合場所

避難時の緊急連絡先



藤田幼稚園ホームページ <http://www.fujitayo.ednet.jp>

本資料はホームページの災害対応→末筆の危機管理マニュアルのダウンロード→
藤田幼稚園防災避難行動平成 30 年度改訂版をクリックで確認、ダウンロードできます。

実際災害における教訓

【東日本大震災】

今までに経験のない大規模災害で何もできない。初動はとにかく自分の身を守る行動しかとれない。災害が起こる事を前提にした準備の必要性を強く感じた。

電気・水道などライフラインが止まり想定外の対応となった。特に情報の確保、保護者への連絡手段の整備、被災時対応について周知の大切さを感じた。

【東部地震】

夜間であった為、幼稚園にいくと周辺住民の方が戸外に避難、幼稚園駐車場の使用も促した。また園内も待機場所に開放する予定も考えた。幸いにも電気が止まらなかった為、全園児家庭にメールで安否確認と翌日休園を連絡。翌日、午前中の内にメールで全て園児安否を確認。施設の的に保育可能であった為、休園翌日には保育再開となった。

藤田幼稚園スクールバス運行マニュアル

① 添乗者の業務:運転手(主:事務長 副:園長 両者大型免許保有)・教員(当番制)。

○運転手:アルコールチェック・検温等確認し園長に報告。始業点検。走行記録。車両洗浄。

※乗降時に全座席の確認。

※乗降口は日中の施錠しない。

○添乗教員:欠席ノート確認。車載携帯電話・乗車座席表・コース表・水筒・薬箱等を携行。

※各コース終了毎、全座席の確認(人・物・アルコール消毒・座席の下・裏もチェック)

※1日の最終コース終了後は車内清掃と施錠。(全日業務終了後施錠)

② 連絡方法

●出欠連絡➡園本部無線又は電話➡バス車載無線及び携帯電話に連絡

●送迎変更連絡受領職員(事務所外部白板に記録)➡担任へ報告➡担任は添乗教員に連絡

●保護者がバス車載携帯電話への直接連絡。

●送迎バスの停留所における連絡。

※欠席者は欠席ノートに記録。(各教員は必ず確認:9時40分～10時00分の間)

※伝達事項についてメモし担任に必ず報告。

【重要】確認(記録)➡報告(連絡)➡実施確認のサークル

③ 乗降時の確認

●乗車時:登園時

停留所にて挨拶ともに乗車誘導➡指定席に座らせる補助➡着席確認・後方車両確認をして運転手に発進の合図をする。

●降園時

出欠席ノート・事務所外部白板・担任からの口頭による乗車報告を受けて添乗し、園児を引率し乗車させ、全員呼称をし乗車確認。

① 乗車10分前に園児にバス待ち集合を園内放送でアナウンス、教員は対象者

園児に呼びかけ帰り支度をさせ送り出す。待機場所で添乗教員が待ち受け、座して待機し呼称確認。

② 出発前の呼称確認(個々の名前を呼び返事と目視確認・人数確認)

③ バス内は日常会話や幼稚園の話、歌・ゲーム、健康観察等で過ごす。

●降車時

園門(雨天時:東側非常口)にて降車、複数の職員(出迎え当番の職員と園庭等にいる職員)で出迎え、朝の挨拶と視診を行う。添乗教員は車内で降車誘導、完了後は最後部座席からアルコール消毒をしながら全座席を確認する。送迎時の連絡事項を担任に伝える。

※園門当番(交代制配置・バス降車出迎え・登園児の消毒と健康確認を保護者と交わす)

(挨拶)

降園時乗車:出発直後、運転手に挨拶。(お家に帰りましょう。お願いします。)

※停留所では教員も保護者様も園児も挨拶しましょう。

登園時降車:園到着直前、運転手に挨拶。(幼稚園に着きました。ありがとうございました。)

※停留所では教員も保護者様も園児も挨拶しましょう。

(保育時のバス利用) バス乗降時における教職員の対応は上記と同様とする。

スクールバス運行フローチャート



藤田幼稚園 ※欠席確認に不安がある場合は、全職員で情報共有し確認する。(保護者・園内・バス内・園外)

※出欠席ノート・バスコース添乗確認表・白板記録・伝達確認・各自記録メモにて確認・点検

出欠確認
報告・記録

出欠席ノート

伝達とメモ

保護者電話連絡
出欠席ノート記録
口頭伝達
乗車名簿記録

乗車確認
乗車名簿

乗車名簿

座席誘導

乗車名簿確認
乗車時挨拶
座席誘導・着席
出発合図

乗車中
保育と同様

保育時間

楽しい時間

日常会話
歌・ゲーム
手遊び
出来事の共有
明日への意欲・見通し

降車確認
ダブル以上

降車誘導

受取り確認

添乗職員は最後尾
降車時の受取当番
園庭内教員の挨拶
座席確認と消毒

出欠確認
最終確認

出欠席ノート

出席簿記録

9:30以降確認
給食数手配【新任当番】
10:00 朝の会出席呼称
出席簿記録
連絡無し欠席者への連絡

藤田幼稚園不適切な保育について対応マニュアル

令和4年12月19日策定

① 教職員の職責と職務

教育活動および保育活動を行うに当たっては、幼児の発達段階を踏まえ幼児の主体的な活動が促されるよう配慮していくことが大切であり、幼児の安心・安全が最も配慮されるべきであり、幼児の心身に悪影響を及ぼすような不適切な教育保育はあってはならない事を職責とし、全ての幼児が個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに幼児一人一人の特性に応じた保育を行う事の重要性を教職員で共有することが職務である。

② 不適切な保育に関する対応

- 幼児の心身に悪影響を及ぼすような不適切な教育保育を行ってはならないこと。
- 不適切な保育は、幼児の心身に深刻な悪影響を与え、教員及び園の信頼を失墜させる行為であること。
- 不適切な保育により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ子供に力による解決への志向を助長させ、暴力行為などの連鎖を生む恐れがあること。もとより教員は指導に当たり、子供一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要であること。
- 初めは不適切な保育には当たらず、少し気になりつつも見過ごされてしまうようなものであっても、それが繰り返されていくうちに問題が深刻化し、不適切な保育につながっていくこともあり得るため、早い段階で改善を促し、不適切な保育を未然に防止すること。

③ 幼稚園等における不適切な保育が認められた場合の対応

1. 教職員は不適切な保育が疑われる事案を把握した場合は速やかに園長に報告しなければならない。
2. 園長は報告を受けた事案に対し、迅速に職員会を招集し、全職員間で事案について共有するとともに、実態について検証し確認をする。
3. あきらかに不適切な保育が認められた場合には、直ちに担当部課局に報告するとともに、事案を起こした職員の処遇については、就業規則第7章第36条及び第37条に基づき理事長一任で決定する。
4. 対象となった幼児の保護者に対してはできるだけ早く、事案を起こした職員及び全職員が同席し、謝罪と説明をする。

④ 不適切な保育が疑われる事案の発見者の対応

一人で抱え込まずに速やかに園長に相談すること、しかし園長が適切な対応を行なわない場合には、所轄庁に設置されている相談窓口や担当部署に相談すること。なお、適切な対応をしなかった園は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第5条にある、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

⑤ 教員免許状の失効等について確認

教員免許状については、禁錮以上の刑に処せられた者、教員であって懲戒免職や教員に必要な適格性を欠くこと等による分限免職となった者又はこれらの免職事由に相当する事由により解雇された者については、教員免許状の失効又は取上げの対象となること。また、教員免許状を有する者であって現在教員以外の者について も法令の規定に故意に違反し、又は教員たるにふさわしくない非行があつて、その 情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その教員免許状を取り上げることができること。

不適切な保育対応フローチャート



藤田幼稚園 不適切らしき保育の事案を把握した場合や自身がしてしまったのではというヒヤリハットは職員会・終礼等で報告する。日常保育の中で、子どもとまみれ遊ぶ中で他人からみて疑わしい行為、緊急的安全確保や（大声・禁止行為・叱る）する行為等もあり判断が難しい場合は見過ごさないで、日頃から教職員間の信頼のもと、聞き合いと相談をすることが大切。一人で抱え込まない事が何より重要。気軽に園長に相談する事も重要。 ◆子どもも教員も、一人がみんなを、みんなが一人を守ること◆



地震対策

南海トラフ地震臨時情報の対応

南海トラフ地震臨時情報の発表時の確認事項

確認項目	確認内容
電気・ガス・水道	使用できるが、出来るだけ使わない
電話（携帯含）	通話規制により使用困難。公衆電話（緑、グレー、オレンジ）は通話可能
新幹線・鉄道	最寄りの安全な駅まで徐行運転して停車。以降運行中止
バス・船	安全な場所まで走行し、運行中止
銀行	営業中止（一定の耐震性がある店舗は営業継続）
コンビニ・デパート等	耐震性等安全性が確保された店舗のみ営業可能。その他は、営業中止
医療機関	外来診療中止（急患を除く） ※注意情報発表時より
交通規制	東名高速道路は、緊急輸送車両以外通行不可 主要地方道の県境部に警察による検問設置。県内進入不能。
避難勧告 指示	津波や崖崩れの危険地域からの避難勧告指示が出される

被害想定

発災後、ライフラインの復旧には下記の日数を要する。

電話の通話制限の解消	3 日程度
電話交換機等の復旧	1 2 日程度
電気の応急復旧	6 日～1 2 日程度
上水道、下水道、都市ガス	3 0 日程度
一般道の応急復旧	3 日～7 日程度（ただし、緊急車両のみ通行可）
東海道線、新幹線の応急復旧	1 ヶ月から数ヶ月

以上のような被害を想定して、保育活動の再開を検討することになる。

2 職員の参集について

(1) 臨時情報発表時の対応

勤務時間外に、臨時情報発表の情報を聴取した場合、職員は自宅で待機する。情報の解除があった場合は勤務時間内であれば幼稚園に速やかに参集し、今後の対策を検討する。

(2) 突然に地震が発生した場合

勤務時間外、テレビ、ラジオ等により富士市で震度 5 強以上震度の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保したのち動員指令を待たずに幼稚園に参集する。

(3) 参集時の持ち物

- ① 食料及び飲料水 3 日程度（食料はゼリー状の製品が便利。水はペットボトル（水筒）等で各自適量を準備）
- ② 下着類、防災服、着替え（ヘルメット、安全靴を装着）
- ③ タオル、手袋、寝袋（毛布）
- ④ その他必要と思われるもの

※出来るだけ自らを支える物資を持参する。（自前で準備できる範囲）

(4) 参集が不能な場合

遠隔地等で参集が不能な場合、園長、主任に連絡する。電話での通話が困難な場合は、「N T T災害用伝言ダイヤル 171」に自宅の電話番号をキー局として参集不能となった旨を録音・登録する。園長又は主任は、未参集の職員の「自宅電話番号」をキー局として伝言を聴取する。

(5) 参集時の実施事項(発災後)

- ① 参集途上の被害状況を参集に支障のない範囲で目視により確認する。
- ② 参集後ただちに到着時間及び参集途上の被害状況を報告・記録する。

3 保育の中止について

保育の中止に関して、原則以下のようにする。

臨時情報が発表された場合、及び市内で震度4以上の突発地震が発生した場合は、保育を中止する。

- 突発地震の場合、施設の被害がなく、以後、余震等の発生が見込まれない場合等は、園長の指示により行動する。遠隔地の地震の場合等も含む
- また保護者への連絡はメールシステムを使用して連絡するか、災害用ダイヤル 171 が設置された場合は活用する。但し、連絡が出来ない場合は、園に待機し、保護者の迎えを待つ。

○保護者の行動（予知情報・注意情報・震度4以上の場合）

臨時情報があつた場合、園からの連絡が無い場合でも幼稚園に連絡はしない。混乱を引き起こす原因になる。直接迎えにくることを原則とする。

- (1) 在宅時は、登園を行わない
- (2) 登園途中の際は原則として帰宅する。ただし、状況によっては園または最寄の避難場所へ一時避難する。バスは送迎を中断し園に戻る
- (3) 在園中は、保護者は園からの連絡がない場合でも、園児をすみやかに迎えにくる。

4 各段階の対応

(1) 臨時情報調査中発表時の対応

《①—A 勤務時間中（園内保育中）の場合》

園長・主任

- ・「注意情報」発表を全職員に伝達。状況により「園内放送」を使用
(テレビ・ラジオ(Radio-f 84.4 MHz)・同報無線(個別受信機)から情報入手)
- ・園舎内(園内)の安全確保
(落下物防止の対応・机・椅子・物品飛散防止対策など 避難場所の確保・防災倉庫の開扉)
- ・園児と職員は安全な場所(運動場)へ退避 ※危険区域内の園は園庭内の位置を検討
 - ① 天候、時節により屋外避難が困難な場合はできるだけ保育室を活用。
(窓(出入り口)を開け、通路(ドア等の開放)は確保しておく。)
 - ② 避難勧告等により、第一避難場所(園庭)から第二避難場所等へ移動する場合は、保護者への避難場所変更の案内を行う。(園への張り紙・園メールシステム・NTT 災害用伝言ダイヤル 171 等を活用)
- ・園児避難用備品の準備
- ・非常時用持ち出し品の確認(救急用品他)
- ・園児名簿の確認(災害時連絡票・送迎時確認表等)
- ・園舎および内・外倉庫の戸の開放(テント・マット・机・椅子・シート等を取り出す)
- ・未到着の正規職員への連絡
NTT災害用伝言ダイヤル171・固定電話・携帯電話等を利用して緊急連絡をし、現状確認、配備見込みの確認を行う。
- ・自主防災会との協力体制を確認 (自主防災会集合場所 : ひだまりの森)
- ・電話の子機、各自の携帯電話・無線を連絡用として携帯する。
(園庭避難の場合は、子機、個別受信機も持って出る。)
- ・職員に家族への安全確認等の連絡を指示
NTT災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板 web171 等、今後の連絡方法を再確認する。(平常時から家族間で連絡困難時の通信方法を確認しておく。)

教諭

- ※「各園」にて地震発生に備え、応急対策を実施し、警戒宣言発令に備える。
- ・園児には靴を履かせ、防災頭巾・帰る仕度・引渡しカードを首にかけ、安全な場所で待機
(職員はヘルメット等で頭部を保護)
 - ・園庭・・・倒壊物(遊具、樹木等)や飛散物を考慮し、園庭の中央で待機
 - ・保育室・・・園庭に面しているドアを開け避難路を確保。もぐるための机を並べる。室内の落下しそうな物はできるだけ下ろし、部屋の中央付近で待機
- ・保護者への引渡しの対応 (引渡しカード、チェック表に記録し、引渡し者を確認)
(保護者が、園へ直接来所した場合のみ引き渡す。引渡しチェック表に日時、場所、及び引き渡し
の相手方の続柄、氏名等を記入)
- ・残留園児の人数と名前を随時確認する。
- ・未到着の保護者へ迎えを依頼 (園メールシステム・災害用伝言ダイヤル171、災害時連絡票の連絡先へ電話連絡等を使用可能な連絡手法、残留園児数等により検討)
- ・引渡し完了まで、安全確保しながら保育を行う。
(園児が不安にならないよう、園児の状況を随時確認)

《①-B 勤務時間内》 園外保育中の場合

園外の職員（園児の行動）

- ・同報無線（緊急地震速報）の情報に留意
- ・周囲の交通状況によっては、直接、園に戻らず、周囲の市の施設や、町内会の集合場所などの安全な箇所へ「緊急避難」を行う。
- ・安全確保後、園内職員との連絡をとる。（※園児だけにはしないこと）
- ・園に戻れない場合は緊急避難場所で園児の引渡しを行う事も検討する。

集合場所からの登園時（幼稚園）

- ・引渡し前・・・職員は集合場所にて残っている保護者に園児を引渡し帰宅させる。
- ・引渡し後・・・周囲の安全を確保しながら、園児とともに園に向かい、園で引渡しを行う。

集合場所からの降園時（幼稚園）

- ・園を出る前・・・職員は「園」で、引渡しカードでチェックをして保護者へ引き渡す
- ・園を出た後・・・職員は安全を確認しながら、集合場所に向かい、名簿でチェック後、保護者に引き渡す。保護者に途中で出会った場合は、周囲の安全を確保して、その場で引渡す。

園内の職員

上記（４）-（１）-①-Aと同様の対応

- ・園内の園児の安全確保し引渡し後、園外にでている園児、職員の状況把握、移動の応援を行う。
- ・園外で引渡しを行う場合は、保護者に連絡
（園メールシステム、災害用伝言ダイヤル171、災害時連絡票連絡先への電話連絡等）

《② 勤務時間外の場合》

園長・事務長

- ・園長・事務長は、家族の安全確保ご自分を支える非常用品を持参し参集できるだけ自転車、バイク等で参集（遠方等で配備に時間を要する場合は、互いに連絡をする。）

・情報収集（テレビ・ラジオ(Radio-f 84.4 MHz)・同報無線(個別受信機)・防災情報システム等から)

・園舎内(園内)の安全確保(落下物防止の対応・飛散防止対策等)し、防災本部を設置する。

※1.園事務所・2.遊戯室・3.使用できる保育室(安全・立優位)・戸外テントの順位で本部設置

- ・園児名簿の確認(災害時連絡票・送迎時確認表等)
- ・非常時用持ち出し品をまとめて、園の所定の場所(防災本部)に置く。
- ・園舎および内・外倉庫の戸の開放(テント・マット・机・椅子・シート等を取り出す)
- ・調理室のガス、ストーブ等の火災防止対策等を行う。（※以後、できるだけ火は使わない。）
- ・職員は安全な場所で待機
- ・電話の子機、各自の携帯電話を携帯する。
- ・保護者へ保育中止の連絡を行う。(園メールシステム・災害用伝言ダイヤル171等使用可能な連絡方法で)

内容：

『南海トラフ地震臨時情報が発表されました。今後の地震関連情報に注意してください。連絡があるまで保育は中止し、休園します。』等

(2) 南海トラフ地震臨時情報：巨大地震警戒・地震注意発表時の対応

《① 勤務時間内の場合》

園長・事務長

- ・大湊まちづくりセンターへ報告(第1号様式を提出) ……通電状況により FAX も可
施設班(幼稚園)の状況報告、指示事項の確認
その際、以後の園との情報伝達方法を確認する。
「残留園児数、負傷者の状況、園舎、周囲の状況報告など」
- ・避難住民の対応
園へ地域住民が避難してきた場合は、指定の避難場所、自主防災会の集合場所を薦める。
※自力での避難が困難な住民は、地区班に移送の応援を求める。それまでは保育に影響がない場所で待機してもらう。

教諭

- ・職員、残留園児は、園の安全な場所に待避
- ・備蓄食料、飲料水、救急用品等の確認
- ・空き容器等に水道水をためておく。

○4-(1)-①の未処理事項を引き続き行う。

- ・園児の引渡しが完了している場合は、引き続き施設管理を行う。
- ・残留園児がいる場合は、引き続き園児の安全確保、並びに保護者への連絡を行う。

《②勤務時間外の場合》

実施内容については「②-1 の勤務時間中の場合」と同様に対処する。

教諭

- ・班員は、身支度をし(3日分の飲食料着替え等)保育園へ参集
- ・注意情報発表時の対応(勤務時間外)で 未対応の案件を実施
- ・参集した職員は、安全な場所へ待避
- ・園長、主任の補助

●水洗トイレの使用制限

・発災後は水が貴重である上、受水槽保有施設以外は「断水」が想定される。
浄化槽設置施設、下水道整備地区においても、下水管等の被災により、逆流する恐れがあるため、
発災当初は各施設の水洗トイレの使用は控え、大湊まちづくりセンター、避難場所の仮設トイレ、
簡易トイレを使用し、備蓄している水は飲用を最優先にする。

(3) 地震発生後

園長・事務長

・同報無線(緊急地震速報)の情報を留意する。

※テレビ・ラジオ(Radio-f 84.4 MHz)・同報無線(個別受信機)等から情報入手

・残留園児および職員の状況を把握し、ケガ人の応急処置

対応が困難な場合は救護所へ搬送。重症者は、救護所医師の判断に基づき「救護病院」に搬送する。なお、救護病院の搬送先・方法等については地区班に相談する。

・園舎の破損状況の把握(危険度判定の目安参照)※「外」から目視すること

※被害が大きければ、園舎には立入らず、応急危険度判定を依頼

・園庭、園舎周りの被害状況等によっては第二避難場所等への避難を検討

園舎外への避難にあたっては、「災害避難誘導対策発災後」の事項を再確認

・残留園児の保護者へ災害用伝言ダイヤル171にて連絡 (※安全が確保できたら実施)

「藤田幼稚園です。〇〇さんは無事です。園に迎えに来てさい。(現在〇〇に避難してま
す。)」

・地区班(大淵まちづくりセンター)へ報告(第2号様式を持参)

①被災状況の報告

②残留園児数

③施設の被災状況に応じ応急危険度判定士を派遣依頼

④負傷者数(人数、傷害の程度により応援を依頼)

⑤必要物資の要請(救急用品等)

⑥避難場所変更について(園舎敷地外の場合)等

・未到着職員の安否確認

・保育再開に向け検討。

教諭

・残留園児の保護、怪我をした軽症児童の応急処置

・園内避難場所の安全確保

・備蓄食料、飲料水等の確認(不足するような場合は市当局や地域防災組織に提供してもらう)

・残留園児および保護者に対し被災後の心のケアをする。

・園長、主任業務の補助

・再開のための復旧作業

(4) 地震発生後 ○突然に発災した場合

(1) ≪①-A 勤務時間内≫ 園内にいる場合

園長・主任

- ・同報無線(緊急地震速報)の情報を留意する。
※テレビ・ラジオ(Radio-f 84.4 MHz)・同報無線(個別受信機)等から情報入手
- ・園児の状況を把握し、負傷した園児の応急処置、または救護所()へ搬送
重傷の場合は、救護所医師の判断に基づき救護病院に搬送する。なお救護病院の搬送先・方法等については地区班に相談する。
- ※危険区域内の園は、危険箇所の様子を「観察」し、前兆現象があるようなら区域外に避難
(※決して近寄って確認しないこと!)
- ・園舎の破損状況の把握(危険度判定の目安参照)・・・※「外」から目視すること
※被害が大きければ、園舎には立入らず、応急危険度判定を依頼
- ・園児と職員は安全な場所へ退避 ※危険区域内の園は園庭内の位置も検討
①天候、時節により屋外避難が困難な場合はできるだけ園庭に近い保育室を活用
(園庭側の窓(出入り口)を開け、通路(ドア等の開放)は確保しておく。)
- ・園庭、園舎周りの被害状況等によっては第二避難場所等への避難を検討
(移送用備品、引渡し用備品の準備)
- 園舎外への避難にあたっては「災害避難誘導対策 発災後」の事項を再確認
- ・残留園児の保護者へ災害用伝言ダイヤル171にて連絡 (※安全が確保できたら実施)
「藤田幼稚園です。〇〇君は無事です。園に迎えに来て下さい。(現在〇〇に避難しています。)」
- ・地区班(大淵まちづくりセンター)へ報告(第2号様式を持参)
 - ①被災状況の報告
 - ②残留園児数
 - ③施設の被災状況に応じ応急危険度判定士を派遣依頼
 - ④負傷者数(人数、傷害の程度により応援を依頼)
 - ⑤必要物資の要請(救急用品等)
- ⑥避難場所変更について(園舎敷地外の場合) 等

教諭

- ・園児を机の下に潜らせる
(常に退避できるよう、机は重ねないようにする事、日頃から危険ものは排除しておく)
- ・大きな揺れが収まった後、園児を園の安全な場所()に避難させる。
- ・園児には防災頭巾をかぶらせ・靴を履かせる。(帰る支度・引渡しカードは状況により対応)
- ・被災後の園児の心のケアをしながら、保護者の迎えを待つ。
- ・迎えにきた保護者に、引渡しカードおよびチェック表で確認し、園児を引き渡す。

《①-B 勤務時間内》 園外にいる場合

園外の職員

- ・同報無線（緊急地震速報）の情報に留意
- ・園児の状況を把握し、負傷した園児の応急処置対応
- ・周囲の被災状況によっては、直接、園に戻らず、周囲の市の施設や、町内会の集合場所などの安全な場所へ「緊急避難」を行う。
（移動はできるだけブロック塀・自販機・電柱等が少ない所を通る）
- ・安全確保後、園内職員との連絡をとる。（※園児だけにはしないこと）
- ・園に戻れない場合は、緊急避難場所で園児の引渡しを行うことも検討する。

園内の職員

- ・園内の園児の安全確保後、園外にでている園児、職員の状況把握、移動の応援を行う。

《② 勤務時間外の場合》

- ・正規職員は家族の安全確保後、園へ参集
 - ・身支度、3日分の飲食料・着替えを持参する。
 - ・園までは安全・被害状況を確認しながら出動する
- ・施設の被害状況および職員参集状況を地区班に報告（第2号様式）
- ・園舎の破損状況の把握（危険度判定の目安参照）・・・ ※「外」から目視すること。
※破損箇所が大きければ、園舎には立入らず、応急危険度判定を依頼
- ・地区班（大淵まちづくりセンター）へ報告（第2号様式を持参）
 - ①被災状況の報告
 - ②職員参集状況
 - ③施設の被災状況に応じ、応急危険度判定士を派遣依頼
 - ④負傷者数（人数、傷害の程度により応援を依頼）
 - ⑤必要物資の要請（救急用品等）
 - ⑥避難場所変更について（園舎敷地外の場合）等
（※地域防災と今後の連絡方法を確認しておく）

5 保育の再開について

保育の再開は、原則以下のようにする。ただし、交通機関・通信手段の途絶などにより登園できない場合は、安全が確認できるまで登園しなくてよい。

《発災前》

- ① 調査終了の情報が発表された場合は、翌日から再開する。。
- ② 南海トラフ地震以外の地震で、市内で震度4以上を観測したことにより、保育が中止になった場合は、園長の指示により再開する。

※上記解除情報の発令が、勤務時間外（夜間）の場合、再開日・時間は園長（代理：事務長）の指示による。

《発災後》

- ・施設の安全確認後、市本部の指示により、園での保育の再開を決定する。その際は、園メールシステム連絡又は災害時伝言ダイヤル 171 にメッセージを録音し、保護者へ周知する。
 - ・「藤田幼稚園です。△日、△時より保育を始めます。〇〇登園をお願いします。」等

6 その他の災害対策

火 山 対 策

《① 勤務時間中（保育中）の場合》…（基本的な行動は地震情報発生時の対応と同）

園長・事務長

- ・「火山関連情報」（レベル3以上）等の発表を全職員に伝達する。状況により「園内放送」を使用
※レベル2以下の情報の場合は、園長・事務長が以後の情報に留意する。
以後、同報無線等の情報を随時入手し、うわさやデマ情報に惑わされないようにする。
 - ・同報無線の情報に留意する。
テレビ・ラジオ(Radio-f 84.4 MHz)・同報無線(個別受信機)、防災情報システム等から情報入手
（※避難対象地域、各地域の一次集合場所、集合時間、避難場所等を確認する。）
 - ・イントラネット「富士市防災情報システム」を起動
 - ・参集状況（配備状況）を入力
 - ・被害状況、園児数、負傷者等の情報を入力
 - ・上記の避難対象地域等の情報再確認
 - ・園児移送用備品の準備（避難車・担架等の移送用具、誘導ロープ）
 - ・非常時用持ち出し品の搬出
 - ・引き渡し用備品の準備（引渡しカード、チェック票、備え付け名簿等）
 - ・自主防災会との協力体制を確認
 - ・各自の携帯電話を連絡用として携帯する。
 - ・保護者へ迎えを依頼（園メールシステム、伝言ダイヤル171、災害時連絡票連絡先へ電話連絡等）
 - ・・・避難場所を変更した場合は、引渡し場所の変更も連絡
- 園舎外への避難にあたっては「災害避難誘導対策」の事項を再確認**

教諭

- ・園児に帰る仕度をさせ、「屋内」で集合させ、保護者への引き渡しをする。
(防災頭巾をかぶらせ、引渡しカードを首にかける。必要に応じマスクをつけさせる)
- ・園児の引渡し完了まで、安全確保に留意して保育する。

●火山関連情報発令時の避難方法について

- ・噴火時や避難勧告発表された場合、自力で避難できない場合は、市で指定する一次集合場所へ集合した後、バスなどで避難対象地域の「外」に集団避難を行うことになる。
その後、避難場所で家族等への引渡しをする。(避難対象地域外の施設が避難場所として指定される)
- ・避難対象地域や避難場所、一次集合場所等は、火山情報発表後、状況に応じて指示されるため、同報無線等による情報収集に留意し、避難の準備は早めに行う。

《②勤務時間外の場合》

土砂災害（土石流、がけ崩れ等）

土砂災害警戒情報は、降雨量により予測可能な土砂災害に対して発表される。（大雨警報中等）

- ・情報の確認（同報無線（個別受信機）、防災情報システム、自主防災会等からの情報受理）
- ・区域外の安全な場所に素早く避難を行う。
（市より「避難勧告」等が発せられた場合、がけや河川の様子がいつもと異なる場合、または土砂災害の「前兆現象」に気づいた時等）（決して近寄って確認しないこと！）

園舎外へ避難する場合は、「災害避難誘導対策」の事項を再確認

- ・避難後、本部、地区班（大湍まちづくりセンター）等へ報告をする。
- ・保護者へ迎えを依頼し、引渡しの対応（園メールシステム・災害用伝言ダイヤル171、災害時連絡票連絡先へ電話連絡等）・・・避難場所を変更した場合は、引渡し場所を変更も連絡
- ・負傷者等への応急処置、救助、救援活動
- ・非常時用持ち出し品を確認、搬出

津波対策（遠隔地の地震による警報発令時）

本園は標高 279.5mの立地から津波被害は余り予想されないが、関係者などの避難先として応援・支援できることがあれば、保育に支障のない限り協力していく。

- ・情報の確認（同報無線（緊急地震速報）、防災メール、水防団、消防団等）
- ・津波の規模、到達予想時間により、津波浸水域付近の幼稚園関係者は幼稚園に避難可能
（海岸付近にいる場合は、直ちに高台、近隣の高層施設に避難する。周囲の交通状況によっては、直接、園に戻らず、周囲の市の施設や、町内会の集合場所などの安全な場所へ「緊急避難」する。）
- ・負傷者等への応急処置、救助、救援活動

1 園児の保育

台風対策

(1) 飛散物への注意

台風の接近により風雨が強まり、折れた枝等の飛散物によりガラスの破損等が考えられるため、カーテンを閉め、なるべく屋外側の窓から離れた場所での保育を実施する。

(2) 停電等による対処

急な消灯、室温の上昇等が考えられるため、園児たちの体調管理等に留意する。
（うちわ等を活用）

2 保護者への対応

(1) 対応方法

ア 登園前に最接近する場合（大雨洪水警報等が発令している場合）

当日午前8時の段階で「富士市」に大雨、洪水警報等が発令中の場合、園児は自宅待機をする。その前に、園長が判断で「休園にする」「自宅待機」〇時まで登園する等を判断し連絡する。

当日午前9時頃までに、園長は気象状況を確認し、今後の対応について、園メールシステムを使って保護者に連絡をする。（「休園にする」／「自宅待機」／〇時まで登園する等）

イ 保育中に大雨・洪水警報等が出された場合等

園長は今後の気象予報を考慮し、危険が予測される場合は、園メールシステムを使って、早めのお迎えをお願いする。

3 園舎の対策

(1) 園舎外の対策

屋外に設置してある、飛散する可能性があるものは事前に撤去するか強力で固定する。
また、園庭にある遊具は収納するか、まとめて整理しておくこと。屋外倉庫等は雨の進入や強風による建物の破損を防ぐため施錠を行う。

(2) 停電等による対処

ア 情報について

停電により電灯の消灯、電話の不通及びパソコンが停止することもあるため、停電時には園長・は、「園の携帯電話」を連絡用として常備しておく。

また、テレビ・ラジオ・同報無線(個別受信機)を活用し情報を行う。

4 状況の連絡報告

(1) 園児数等の報告

登園児童数、対応状況等をこども保育課へTELまたはFAX等で報告する。

(報告時刻は、こども保育課の指示による。)

最接近が保育終了時の場合、または早めのお迎えを依頼した場合は、園児が全員引き渡した帰宅した時点でこども保育課に報告

(2) 園舎等の被害報告

台風の通過後、安全が確保された段階で被害状況を確認し、園舎等の被害の有無、被害の程度について、こども保育課に報告

(3) その他

周辺環境により被害を被る恐れがある場合や、他の機関等から避難等の指示があった場合等、至急、こども保育課に報告し、判断を求めること。

5 台風対応のシュミレーション

状態	登園前に最接近が予測される場合 (大雨洪水警報発令中の場合)		保育中に最接近が予測される場合 (大雨・洪水警報が発令された場合)	
	時間	実施内容	時間	実施内容
接近中	前日	・園舎周辺の片付	前日	・園舎周辺の片付
			朝～	・園児の登園時の安全確保 ・早めのお迎えの依頼を連絡 メールシステム、電話を使用する。 ・課へ登園児童数の報告 (課の指示により実施)
最接近通過時	朝～	・飛散物、停電等への対応 ・保護者へ登園、待機(休園)の連絡 ・課へ登園児童数の報告 (課の指示により実施)	昼～	・飛散物、停電等への対応
通過後	昼	・被害がある場合は課へ報告	夕	・被害がある場合は課へ報告

火 災 対 策

火災発生時

1 火災発見

- ・火災発見者は「火事！」と連呼し、避難誘導係に園児の誘導をするように指示する。
- ・出火を確認した防火管理者は、直ちに消防署(119)への通報をする。
(※固定電話から連絡した方が、消防署が位置を把握しやすく時間の短縮になる)

消防署へのかけ方・・・園名・住所 火災発生の状況通報

2 園児の避難誘導

「火事です！ハンカチ(洋服)で口をふさいで外に出ましょう」

- ・窓を閉め 電源をきる。ガスの元栓を閉める
- ・園内(状況により園庭)の安全な場所へ園児を避難させる。
- ・避難後、人員点呼を行い主任、園長に報告 「〇〇組 〇〇名 異常の有無」
- ・負傷した園児の応急処置をする。

3 状況報告

- ・火災発生をこども保育課へすみやかに報告

火災発生後

1 消火活動

- ・火災を知った消火係は、出火場所に急行し、消火器具を使用して消火作業を行なう。
- ・火災の状況により、消火しきれない場合には避難する。

2 救急活動

- ・救急係は、救急薬品を携帯し、避難場所にて負傷者の応急手当をする。

3 状況報告

- ・被害状況を確認し、こども保育課へ報告(人的、物的被害)

安 全 管 理

1 出入り口の管理

- ・正門は、園児送迎時間以外は閉めておく。他の門は保育時間中は閉めておく。

2 不審者への対応

- ・知らない人には職員が声かけをして、確認をする。
- ・不審者と思われる場合は、他職員にも至急、口頭で知らせ、園児を集め、部屋の鍵を閉める。
また、園内放送で『〇〇で1番が発生しました。』連絡する。
- ・不審者が侵入してきた場合は、火災報知機の非常用ボタンを押す。
- ・ガラスを割る等、危害を加えた場合は、110番通報をする。または火災報知機を鳴らす。
- ・暴力行為を働き、抑止できない場合は、ネットランチャー等を利用し不審者の行動を阻止する。
- ・午睡中は入口のカーテンをあけて室内が見えるようにしておく
- ・園児にも知らない人にはついていかないよう話をする。
- ・地域の人達にも、「緊急時にはお願いします」と声を掛けておく。

3 園児送迎について

- ・いつもと違う人が迎えにくる場合は、必ず保護者が園に申し出る。申し出がない場合は引渡しを行わない。または電話で保護者に確認。(電話で直接話をしてもらう等)

4 各クラスに防犯ブザーを置く。

- ・緊急時にはブザーを鳴らす。(防犯ブザー及び笛)
- ・散歩等、園外に出かける時にも持っていく。

5 プール活動における注意事項

- ・最低2名の教諭で対応すること。
- ・プールに背を向けず、絶えず子どもを見守ることのできる位置・目線を保つこと。
(職員間のチームワークをうまくとる)
- ・緊急時の応急措置ができるよう全職員に徹底周知しておく。

6 年齢における安全確保に留意する。

緊急地震速報について

緊急地震速報は、地震が発生した際に、震源近くの地震計で地震の初期微動（P波）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算します。その結果、地震の最大震度5弱以上と推定された場合に、強い揺れ（震度4以上）が起こる地域にいち早く知らせるものです。

藤田幼稚園では、デジタルなまずによって震度4以上の信号で園内全室、園外向けに自動放送がされる設定になっております。

ただし、震源が近かったり、震源の深さが浅い場合には、緊急地震速報の信号が間に合わず、揺れが起こってしまってから速報が流れたり、放送されない場合もあります。

情報が提供されてから強い揺れが来るまで、数秒から十数秒程度の余裕しかありませんが、限られた時間でも落ち着いた行動をとれば、危険を回避することができます。

.....

土砂災害の種類 （抜粋）

土砂災害警戒情報は、地震発生時だけでなく、降雨量により予測可能な土砂災害に対し、大雨警報発表中にも発表されます。

○土石流 市内 57ヶ所（土石流危険区域）

土石流とは、大雨や長雨によって山の斜面や川底の土砂が川の水とともに、時速 20km～50km で一気に下流へ押し流されるもの。土石流の多くは大雨が原因ですが、地震や地すべりによる土砂や噴火による火山灰が川の水や雨に混じり発生することもあります。

土石流が発生する前には、「山鳴り」といって山全体がうなるような音が出る、川の流れて濁りや流木が混じる、雨が降り続けているのに川の水が減っているなどの前兆現象が報告されています。このような前兆現象を確認したら、すぐに避難してください。

○地すべり 市内 2ヶ所（地すべり危険箇所）

地すべりとは、地下水がねん土のようなすべりやすい層にしみ込んで、それより上の地面が大きな塊のまま下に向かって動き出すことをいいます。普段は1日数ミリメートル程度の動きですが、突然一気に数メートル動くことや地震によって起こることもあります。

地すべりが発生する前には、地面にひび割れが入る、斜面に生えている樹木が傾く、井戸水が濁る、田畑が陥没するなどの前兆現象が報告されています。このような前兆現象を確認したら、すぐに避難してください。

○がけ崩れ 市内 168ヶ所（急傾斜地危険箇所）

がけ崩れとは、地震の揺れや地中にしみ込んだ雨水により、斜面が突然崩れ落ちることをいいます。地すべりと違い、前ぶれがあまりなく突然発生し、スピードが速いことが特徴です。

がけ崩れが発生する前には、がけに亀裂やひびが入る、がけから水が流れ出る、がけから小石がパラパラと落ちてくるなどの前兆現象が報告されています。このような前兆現象を確認したら、すぐに避難してください。

○火山関連情報

予報警報	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動	対象
噴火警報	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要 (状況に応じて対象地域や方法等を判断) 第 1・2 次避難対象地域は避難 第 3 次避難対象地域は避難準備	居住地域
噴火警報	レベル 4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要 (状況に応じて対象地域を判断) ・第 1 次避難対象地域は避難 ・第 2・3 次避難対象地域は避難準備	居住地域
火口周辺警報	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活 ・今後の火山活動の推移に注意 ・状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	火口～居住地域
火口周辺警報	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活	火口周辺
噴火予報	レベル 1 (平常)	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	通常の生活	火口内等

○火山関連情報発令時の避難場所(予定)

地区	火山活動時の 避難場所 (第3次避難 対象地域外)	富士山積 雪時に噴 火の可能 性が高まっ た場合	数日間以上溶 岩流が流れ続 けると想定され る場合	地区	火山活動時の 避難場所 (第3次避難対 象地域外)	富士山積 雪時に噴 火の可能 性が高まっ た場合	数日間以上溶 岩流が流れ続 けると想定され る場合
吉原	吉原小学校	○	×	駅北	富士中央小 学校	○	×
吉原	吉原第一中学 校	×	×	富士 北	富士中学校	○	×
伝法	伝法小学校	×	×	富士 北	富士高等学 校	○	×
今泉	今泉小学校	×	×	駅南	富士第二小 学校	○	○
今泉	吉原第二中学 校	×	×	富士南	富士南小学 校	○	○
今泉	吉原高等学校	×	×	富士南	富士南中学 校	○	○
青葉 台	富士東高等学 校	×	×	田子浦	田子浦小学 校	○	○
広見	広見小学校	×	×	田子浦	田子浦中学 校	○	○
元吉 原	元吉原小学校	○	×	岩松	岩松小学校	○	○
元吉 原	元吉原中学校	○	○	岩松 北	岩松北小学 校	○	×
元吉 原	柏原保育園	○	○	岩松 北	岩松中学校	○	○
須津	須津小学校	○	○	岩松 北	岩本保育園	○	○
須津	須津中学校	○	○	鷹岡	鷹岡小学校	×	×
浮島	東小学校	○	○	鷹岡	鷹岡中学校	×	×
浮島	原田小学校	×	×	天間	天間小学校	×	×
原田	富士第一小学 校	○	×	天間	天間幼稚園	×	×
駅北	富士見高等学 校	○	○	丘	丘小学校	×	×
				丘	岳陽中学校	×	×

○太字は火山噴火影響予測範囲外(降灰を除く)の施設
用は不可

表以外の施設は危険区域内のため、避難場所としての使

本園のある大淵地区の小中学校は火山災害の場合は危険性が強い
ため避難所にはなりません。

危険度判定の目安

……(静岡県土木事務所発行 地震被害を受けた建

・本票の確認は、施設の外観を目視で行ってください。施設の安全性は、建築士等による応急危険度判定により判断されます。

地震を受けた建築物の診断 《コンクリート造 等》

Q1:建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？

①いいえ ②生じた ③ひどく生じた

Q2:建物が沈下しているか？あるいは、建物の周辺の地盤が沈下したか？

①いいえ ②10cm以上沈下している ③20cm以上沈下している

Q3:建物が傾斜したか？

①いいえ ②傾斜しているような感じがする ③明らかに傾斜している

Q4:床が壊れたか？

①いいえ ②少し傾斜している。下がっている ③大きく傾斜している。下がっている

Q5:柱が壊れたか？

①いいえ ②コンクリートがはがれている(大きなひび割れが入っている／中の鉄筋が見えている)
③柱がつぶれている

Q6:壁が壊れたか？

①いいえ ②コンクリートがはがれている(大きなひび割れが入っている／中の鉄筋が見えている)
③壁がくずれている

Q7:外壁タイル、モルタル、看板等が落下したか？

①いいえ ②落下しそう、落下した(何が:) ※③の解答はなし

Q8:天井、照明器具が落下したか？

①いいえ ②落下しそう、落下した(何が:) ※③の解答はなし

Q9:ドアや窓が壊れたか？

①いいえ ②ガラスが割れた / 建具ドアが閉まりにくい(閉まらない) ※③の解答はなし

Q10:その他目についた被害を記入 (たとえば塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れた等)

●判定 Q1～Q10を集計してください。

集 計	①	②	③
個数			

・③の答えが一つでもある場合は「危険」です。

・Q1～Q7に②の答えが一つでもある場合は「要注意」です。

地震を受けた建築物の診断

＜鉄骨造＞

Q1: 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？

- ① いいえ ② 生じた ③ ひどく生じた

Q2: 建物が沈下しているか？ あるいは、建物の周辺の地盤が沈下したか？

- ① いいえ ② 沈下は数 cm 程度以下と少ない ③ 沈下は 10cm 以上沈下している

Q3: 建物が傾斜したか？

※傾斜は、建物正面からと同時に側面から見てください。建物から数m離れて隣接する建物等を、真っ直ぐ立っている物と比較してみると、傾斜の程度が良くわかります。

- ① 見た目だけではわからない ② 目で見てかすかに傾斜している
③ 隣接建物と比較してみなくても目で見て明らかに傾斜している

Q4: 建物の外壁が壊れたか？

- ① 壁面にわずかな割れ目（亀裂）が生じている。 ※壊れていない場合も含む。
② わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にズレが生じている。
③ 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面に全体に亀裂が入っているか、あるいは、ふくらんで落下しそうである。（ひさしやバルコニーなど高い所にある重量物がグラグラして落ちそうな場合③で回答）

Q5: 建物の内壁が壊れましたか？

- ① わずかな亀裂が生じている。壊れていない場合も含む
② わずかな落下が生じている。 ③ 壁が部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。

Q6: 床が壊れたか？

- ① いいえ ② 少し傾斜している。下がっている ③ 大きく傾斜している。下がっている

Q7: 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れたか？

- ① 健全である。 ② コンクリートの損傷は、亀裂が少し見える程度 ③ コンクリートがつぶれるように壊れている。あるいは柱をコンクリートに止めているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている。

Q8: すじかいが切断されたか？

- ① すじかいに損傷はほとんどみられない。（内外装仕上げのため見えない場合を含む）
② すじかいの破断が極少し見られる程度である。あるいは良く見るとすじかいの端のボルトでつないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の徴候がみられる。
③ すじかいの破断が各所で見られ、切れた筋会の本数は全体の半分程度である。

Q9: ドアや窓が壊れたか？

- ① わずかな亀裂程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。 ※壊れていない場合も含む
② ドア・窓がかなり開閉しにくい。またカドの部分に亀裂が生じている。／ドア・窓が開閉できない状態であるか、著しく壊れている。 ※③の解答はなし

Q10: 天井、照明器具が壊れたか？

- ① 壊れていない ② 落ちそうになっている 落下した（何が： ）
③ ※③の解答はなし

Q11: その他目についた被害を記入（たとえば塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れた等）

●判定 Q1～Q11 を集計してください。

集 計	①	②	③
個数			

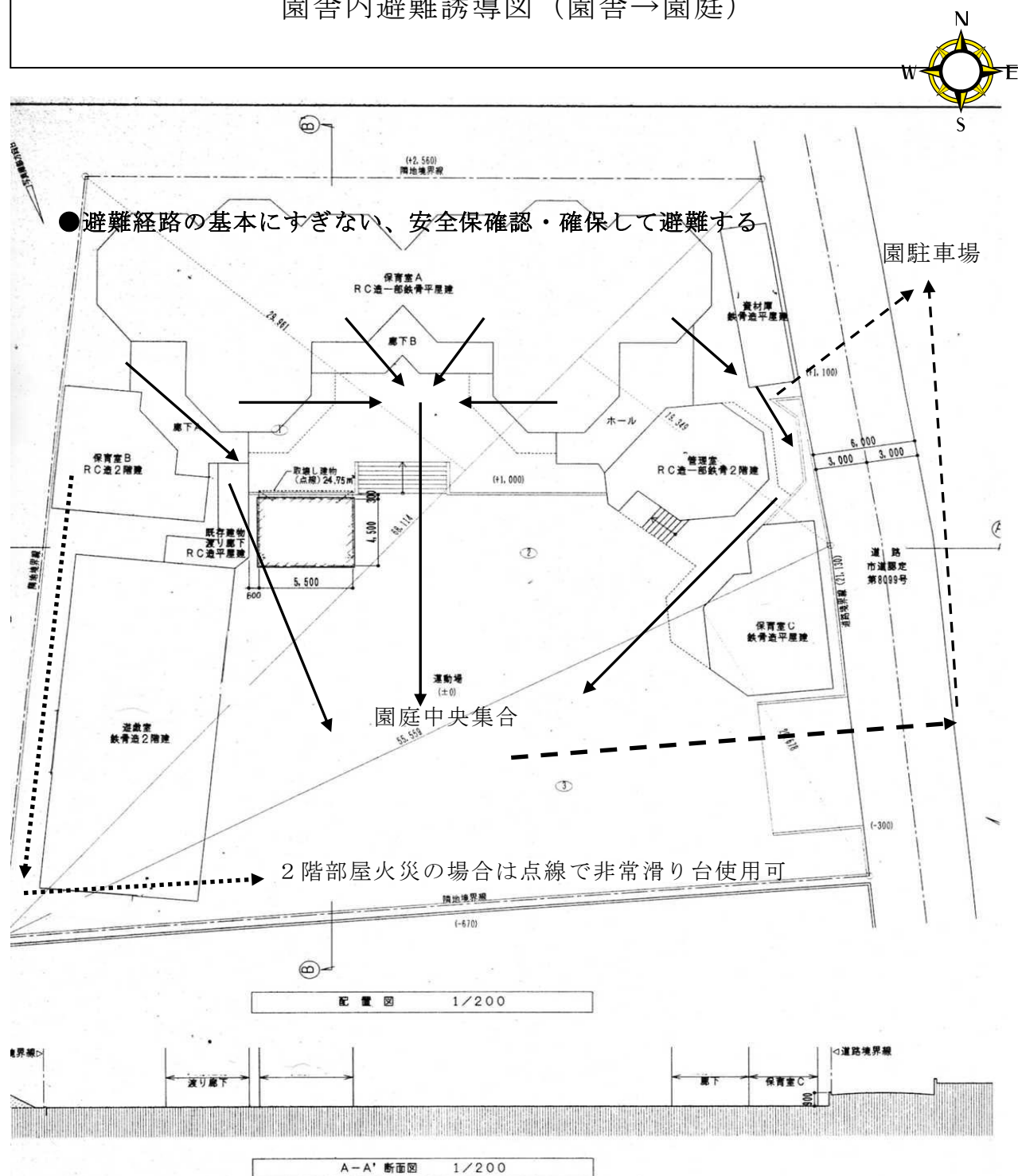
- ・ Q1～Q8 に ③ の答えが一つでもある場合は「危険」です。
- ・ Q1～Q8 に ② の答えが一つでもある場合は「要注意」です。

各園の避難場所

第一避難場所	園庭・駐車場(状況判断)	第二避難場所	遊戯室（保育室）
--------	--------------	--------	----------

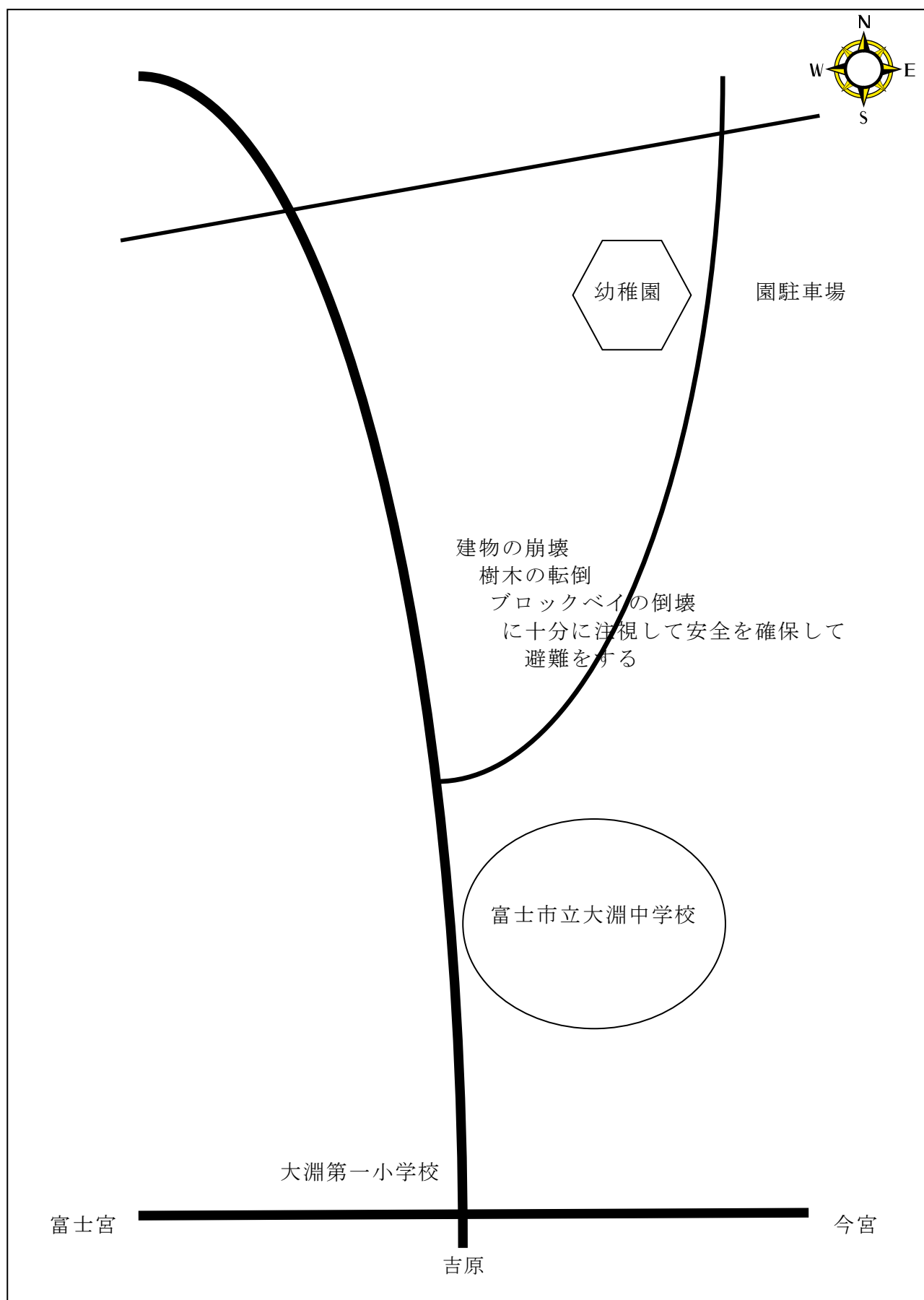
地区防災指定避難場所	富士市立大淵中学校
------------	-----------

園舎内避難誘導図（園舎→園庭）



工事設計図	図面名	配置図・敷地断面図	縮尺	1/200	日付		資料	
-------	-----	-----------	----	-------	----	--	----	--

避難経路（第二避難場所、市指定避難場所（大淵中学校まで）



関係機関一覧表

関係機関名	電話番号	備考
富士市保育幼稚園課	5 5 - 2 7 6 2	5 1 - 0 1 2 3 (市)
大淵まちづくりセンター	3 5 - 0 0 0 2	地区防災本部
大淵中学校	3 5 - 0 0 4 9	市地区指定避難所
大淵第一小学校	3 5 - 0 0 0 9	
大淵第二小学校	3 5 - 0 0 3 7	
自主防災会集合場所	3 5 - 3 6 8 9	八王子二丁目
消防：大淵分署	3 6 - 0 2 9 9	
ガス：富士アセチレン	6 1 - 3 1 9 5	
水道：佐野管工業	3 5 - 0 2 3 3	
電気：東電	0 1 2 0 - 9 9 5 - 9 0 2	山口電気 35-0618
電話：N T T	災害ダイヤル 171	
病院：佐野胃腸科外科	3 5 - 5 5 6 6	園医
中央病院	5 2 - 1 1 3 1	
救急医療センター	5 1 - 0 0 9 9	
防災：サンコー防災	5 2 - 3 9 7 3	
警備：セコム	6 4 - 5 9 5 9	
警察：中野交番	3 5 - 3 7 0 0	
下水：吉原衛生	5 2 - 5 1 1 3	
カマックヨシエイ	5 3 - 5 1 4 0	
自動車：小野モータース	3 5 - 1 9 8 9	
衛生：富士保健所	6 5 - 2 1 5 1	
PC・IT 関係	サンロフト 054-626-3366 ラディクス 0120-775-779	
私立幼稚園振興協会	0 5 4 - 2 5 4 - 6 8 2 0	FAX:054-255-3694
私学振興課	0 5 4 - 2 2 1 - 3 3 4 6 (2 9 3 7)	FAX:054-221-2943